

# 構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会（第1回）議事要旨

1.日 時：平成17年12月16日（金）16：00～18：00

2.場 所：国土交通省3号館11階特別会議室（東京都千代田区）

## 3.出席者

### 委員

井出 隆雄	ジャーナリスト
大河内 美保	主婦連合会副会長
小谷 俊介	千葉大学教授
鳶 信彦	ジャーナリスト
巽 和夫	京都大学名誉教授
野城 智也	東京大学教授
山田 勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
和田 章	東京工業大学教授

（以下の委員は欠席）

穂山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
白石 真澄	東洋大学助教授

### 事務局

佐藤事務次官、渡邊政策統括官、青木総括監察官、鈴木政策評価官他

### その他

山本住宅局長、和泉住宅局審議官、小川建築指導課長他

## 4.議 題

- （1）これまでの経緯、対応等についてのヒアリング
- （2）今後の進め方について

## 5.議事概要（速報版のため、後日修正の可能性あり）

冒頭、北側国土交通大臣より挨拶

当委員会の運営について

- ・委員会運営要領（案）の承認
- ・巽委員を座長に選出
- ・座長代理については、小谷委員を座長から指名

議事に関連しての委員からの主な発言概要

（ は委員の発言、 は住宅局からの発言）

( 1 ) これまでの経緯、対応等についてのヒアリング ( 国土交通省住宅局 )

11月21日、イーホームズに対し、行政処分に向けた照会文書を送付したとのことだが、これはどのような内容か。

今回の物件の審査状況等について書面で回答するように要請をした。

ヒューザーから国土交通省に上申書が提出されたというが、これはどのような内容か。

経営等が厳しいので、支援をして欲しいとのことであった。

木村建設はチッソの例のように倒産させないで、住民に対して補償をさせるべきであったと考える。

以下の点について、次回文書で提出されたい。

- ・ 今回の件について、住宅局が組織として、国民の生命・財産を脅かすような重大事案であると認識したのはいつか。
- ・ 住宅局提出資料には、主に国土交通省と関係業者とのやりとりが記載されているが、マンション住民とはどのようなやり取りがあったのか。
- ・ 11月7日、山口那津男参議院議員の秘書からレク要求があったとのことだが、どのような内容であったか。
- ・ 伊藤公介議員とヒューザー社長が建築指導課長に対して面会をしたとのことだが、どのような話をしたのか。
- ・ 11月17日、偽装があった21物件について、居住者に対して通知したとのことだが、それ以前に居住者に対してどのような接触をしたのか。今回の件が報道される前に、国土交通省が居住者に対して連絡をしたのか。
- ・ 11月18日までに船橋市・川崎市の物件を公表しているが、この時点で偽装があったと公表した物件と非公表とした物件の判断基準の違いは何か。
- ・ 今回の件は、姉齒、木村建設、ヒューザーが関係した物件が中心となっているが、それ以外の物件については、どの程度の情報を把握している

のか。この問題の広がりや深さについてどの程度把握しているのか。

- ・ 居住者への公的支援について、姉歯が関連した物件以外のものも対象となるのか。
- ・ 構造の問題は、耐震性の問題だけではない。欠陥住宅についてどの様に考えるか。

耐震技術の進歩にともない、建築確認・検査が複雑化してきたため、建築主事、一般の指定確認検査機関がフォローアップしきれていない。

一級建築士がオールマイティであるとか、建築主事、指定確認検査機関が全てにおいて確認検査ができる等という考え方はやめたほうがいい。検査機関の人が最新技術をフォローアップしていることを期待するのもやめたほうがいい。構造設計者をプロフェッションとして位置付ける必要がある。

耐震設計技術は戦後60年進んでいる。第三者としての構造設計者に構造設計図、構造計算書の審査を依頼するピアチェック制度の導入を考えるべきだ。

構造計算の教育をあまり受けておらず、学協会が出しているマニュアルに頼っている設計者は、デザイナーやディベロッパーの要求で、合法的ではあるが、欠陥が出やすい建築物を作っている可能性があるため、彼等に対する教育もきちんとやらなくてはならない。

構造計算について、一貫計算であれば、コンピューターを使って正しく計算されているかどうかはチェックすることは出来る。しかし、それが手計算で行われた場合、検査機関が一行一行全てをチェックすることを期待することは不可能に近いと思う。

ピアチェックが行われているアメリカでは、建築の設計は施主と設計者の間の契約であるため、国、地方自治体に責任を持たない。何か問題が生じた場合でも、行政が損害賠償を起こされるということはない。

建築確認検査の実態として、提出された全ての図面や計算書を斜め読みにして検査をするのか。それとも部分部分を綿密に検査することで全体を推測しているのか。

民間機関への立入検査や偽装を看過した特定行政庁からの事情聴

取により実態について現在調査中である

コンピューターの登場で全てを確認するようになってしまっているが、本当に大事なのは設計図にある設計者の意図が分かるようにすることが大切である。手書き時代のスケッチによる人間味のある構造計算書であれば、現状でも十分に確認ができるのではないか。

建築基準法では、建築の専門家は、専門的な知識と倫理を兼ね備えていることを前提としているが、国土交通省としては、その両輪がどのくらい機能していると考えているか。

専門家としての役割が厳格に求められるようになってきているため、建築士に対する監督・処分等を厳正にする方向である。

確認検査の現場にいる人間のキャパシティに問題があると思うが、国土交通省として確認検査業務を行っている従事者の能力をどの程度把握しているのか。

一級建築士資格を有し 2 年以上の実務経験を経て建築基準適合判定資格者検定に合格した者が建築確認を行っており、デザインを専門とする者と構造を専門とする者がお互いに協力しながら業務を進めているが、実際には地方公共団体では設計実務を行う機会が少なくなっており困難な点があると考えられる。

指定確認検査機関には国・地方自治体から出た人間が業務を行っていることがある。

指定確認検査機関は検査にかかる期間が短く、特定行政庁は期間が長いという実態がある。民間機関では検査期間が早い分、違反を見逃しているのではないかとすることも考えられる。

建築士だけの能力だけに頼るのは難しいのだから、例えば建築現場等で現場の人間が問題点を指摘できるような建築確認システムは出来ないのか。

安全性よりも迅速化のために建築基準法を改正した面があるのではないか。

倫理に反する者を、弁護士会のように除名をして仕事をできなくするのか、また、建築士法で処分をするのかは難しい問題である。

問題のあるマンション居住者には、特定行政庁と指定確認検査機関が示した耐震強度値の数値が異なっていることから、早急に対策を練って欲しい。

制度の問題は社会資本整備審議会で議論しているが、本委員会とも密接な関連があるので、必要に応じて、会議で出た意見については相互に反映していきたい。また、今後の議論のためにも、議事録は言葉のニュアンスが理解できるようにつくっていただきたい。

## ( 2 ) 今後のすすめ方について

次回は特定行政庁と指定確認検査機関から聴き取りを行うこととなった。どの機関から聞き取りをするかについては、特定行政庁については座長と事務局で選定することとし、指定確認機関についてはイーホームズと日本E R I (株)から聴き取りを行うこととなった。

指定確認検査機関は全国で何機関あるのか。偽装が報告されているイーホームズ、日本E R Iは大手とされているが、全体の何%くらいを占めているのか。指定確認検査機関と特定行政庁が取り扱っている建築確認の件数はどのくらいか。このことが分かる資料を次回までに用意してもらいたい。

特定行政庁の選定については、規模等、性質の違う機関にしてもらいたい。

佐藤事務次官より締め括り挨拶

( 文責 : 国土交通省政策評価官室 )